

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 1階 研修室1～4

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏                      書記 前田 篤史                      峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
  - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
  - (2) 農地改良届出書について
5. 議 事
  - 議案第34号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
  - 議案第35号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
  - 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第37号 農地のあっせん申出について
6. その他

事務局長	<p>只今から令和 4 年度第 8 回目となります 11 月期の総会を開催します。本日は農業委員さんは 14 名全員が出席されております。推進委員さんは、松葉委員さんと松尾委員さんが欠席で 12 名の出席となっております。では会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>3 番の議事録署名委員の指名についてということで、1 番委員の迎委員さん、それから 2 番委員の宮脇委員さんにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。4 番の報告事項 (1) 農地の合意解約についてということで、事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。農地の合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。1 件です。</p> <p>農地が川内郷の 2187 と 2206-2、2 筆茶畑で、1,441 ㎡、農地法の 3 条で令和 12 年 8 月まで解約予定でしたけれども、令和 4 年 10 月で解約の届けを出されております。場所につきましては 3 ページの位置図のとおりです。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。一応報告事項となっておりますけど、何かご質問がございましたら補足とかあったらお受けしますけども。何もなければ、次に進みます。いいですかね。それでは 2 番の農地改良等届出書についてということで、事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>はい、4 ページをご覧ください。東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。農地の場所が法音寺郷 1088、現況は茶畑で、1,349 ㎡、目的は茶畑の改植のため、施工時期に関しては令和 4 年 11 月 5 日ということで既に着手された状態での提出となりました。令和 5 年 3 月 31 日まで、造成自体は 12 月頃には終わるという話でした。隣地の法音寺郷 1093-1、1087、1089-1 も改植するんですが、ここはほとんど造成がないという事で提出はされておられません。</p> <p>5 ページが位置図です。左下の方に長崎部品があつて、真ん中ら辺に牛舎があつて、ちょっと上の方になります。6、7 ページが写真です。これが着手した後の 11 月 15 日くらいの写真となっております。8 ページが農地改良届出書、9 ページが被害防除計画書となっております。説明は省略します。10 ページが位置図です。1088 番、真ん中にある所、赤線を引いている所が改良の土地で、同意を取られている隣接地の方々を書いておられます。</p> <p>11 ページが断面図です。10 ページに AA' の断面図を取っていますけれども、11 ページの一番上の青の線が元々の 2 段になっているというので、赤の線が今回の改良で 1 枚にするというような内容となっております。下の図も一緒です。青が従前で赤が改良後です。2 枚を 1 枚にするとなっております。12 ページ、13 ページ、14 ページが今まで総会資料の添付を省略していたんですが、参考に誓約書と隣接地同意者の同意書を付けておられます。12 ページの誓約書は、工事を徹底にしますというような書類ですが、例えば、3 番の『水利関係者、隣接関係者とは十分協議のうえ施工します。』とか、</p>

9番の、一番下です、『施工中及び完成後、隣接地等に被害が生じた場合や隣接地所有者等から苦情が出た場合は、責任を持って対処します。』と。これに誓約を貰っております。

13ページ、14ページ、小さいんですけども、同意書です。これを隣接地と所有者に取っていただくことになっております。

15ページなんですけども、令和4年11月16日現地立会いという事で、隣地耕作者より施工内容について、農業委員会同席の上、確認したいとの申し出ありという事で、基本的には総会のある日の午前中にいつも立会いをするんですが、造成工事が進む前にしてほしいと要望がありましたので、会長に同席をしていただいて、地区の委員さんまではお呼びしていなかったんですけども、調整して立会いを行いました。隣接の耕作者、西側に茶畑があるんですけども、下の①②の所がちょっと心配だから立会いをしてほしいという内容でした。①境界にある石積みについて崩れることが懸念されるという事で、これ見にくいんですが、左上の写真の支柱が立ってしまっていて、右側が改良の土地、左側が茶畑があるんですが、この間に奥の方まで石垣があります。ここが今回右側が無くなったことによって崩れてくるんじゃないかというような懸念があるという事で、協議をして支柱部分から奥に向かって坂のように上がっていくんですが、その上にもう少し積んである部分があるんですよ。この写真では分からないかと思うんですが、その部分は撤去をし、上っている所はかなり固いから大丈夫だろうという事で、崩れたら対処をしなければいけないでしょうねとはお話をし、横の耕作者の方も同意をしていただいたところです。2番が、境界にある水路を埋めてしまっている。水が流れてくるのが懸念されるという事で、今度下の方の写真で、黄色の点線で書いている所が改良してU字溝を埋めるようにしますという約束をもらった所なんですけど、例えば一番下の写真、完全に土で埋まっている状態と分かるかと思えます。そこにU字溝を埋めると、元々改良される方は埋める予定だったと仰っていたんですけど、なかなか協議が上手くいかなかったようです。右側にある写真は横から見た図で、その奥の茶畑の手前の、石垣の下の所にU字溝をはめて、流れるようにすると、というような約束をしたという事でございます。説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。今回ちょっと変則的な現地立会いになったんですけども、改良届を出された隣の隣接の耕作者の方から心配な心配そうな電話で連絡がありましたものですから、既に改良もしていると、届けが出ているんですかという話があった中で出てないと。という事で何も話がなくて、仕事が進んでいて、そういう事が気に障られた事もあって、急遽、法音寺地区となっていますけど、場所的には赤木でしたものでしたから、私が事務局と一緒に行って立会いをしてきました。先ほど言うように、私たちがパッと見て一番心配だったのは、隣接の間に、青線ではないんですけど、お互いの土地を出し合って、素掘りの水路を作っていて、下の方はU字溝がハマっていたんですかね。この畑よりももっと下の方の。であったものですから、この水路は活かして、水を流すようにしていかないと、いきなり埋まっていたもので、隣の方もびっくりされて、心配されたわけですけど、本人さんはU字溝を埋めるつも

	<p>りやったとは仰いましたけども、つもりだったと言われても埋めてしまっていたら、まわりは心配する訳で、一昨年から改良届の現地確認をしておりますけど、私たちが見ていない所でも、こんな事、申請なしでされている場合もありますけども、もし直接本人さんに言いくかたりしたら、ちょっと事務局にでも教えていただければ、事務局の方で確認してしっかり対応していきたいと思います。実際に出さずに改良届をしてしまって、出さない方がマシだろう、良かったとかならないように、出した人から色々迷惑かけて大変だったという風にならないように、上手になるように、また隣同士仲良くいくように、今後もこういう対応をしていかなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。この件に関しまして何かご質問とかご意見とか、また補足とかございましたらお受けしますけども、ないようでしたら次に進みたいと思います。よろしいですか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それでは議事の方に入りたいと思います。議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、4 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、16 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。4 件ございます。いずれも借受人は同じになっております。No.1 から No.3 につきましては場所も千綿宿郷の近傍の農地となっております。1 件目です。千綿宿郷の 175 と 339-1、2 筆で 1,702 m<sup>2</sup>、茶畑、2 筆で 8,000 円、20 年間という事で、2 番も貸付人が一緒なんですけれども、ちょっと期間と金額が違うという事で、千綿宿郷の 330、331、2 筆 2,167 m<sup>2</sup>、こちらも茶畑ですけども、2 筆で 10,000 円、10 年間となっております。こちらの土地につきましては、令和 4 年 8 月基盤強化法による貸借を解約して、別の方が借りていたんですけども、解約して新たに借りられるとなっております。3 番です。3 番につきましては 2 番とすぐそこなんですけども、千綿宿郷の 327-1、328-1、329、3 筆で 2,060 m<sup>2</sup>、利用目的が茶畑、3 筆で 10,000 円、10 年間の貸付となっております。こちらも別の方が元々作られていた所です。4 番が千綿宿郷 715-3、こちらも茶畑ですけども、1 筆で 1,703 m<sup>2</sup>、1 筆 5,000 円、10 年間となっております。こちらにつきましては、先月の総会で、共有名義を解消して、その後貸借をしましょうという事になっていたようで、その申請をされております。18 ページから 20 ページが位置図ですね。1 番 2 番については、ちょっと 1 番は離れているんですけども、331、330、327-1、328-1、329 はほぼほぼ一緒の所なんですけども、筆が分かれていて、所有者も分かれているという事で、別々になっております。20 ページが先月も協議した広域農道沿いの土地と、茶畑となっております。説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。借受人が全て同じ方という事ですのでまとめて行きたいと思えますけども、この件に関しまして質問とかご意見とか、また説明とかありましたらお願いしたいですけども。</p>
森計人委員	<p>7番森です。No.1とNo.2ですかね。No.1かな。この土地って今現在改良多分してあると思う、してる途中だと思うんですが、そこじゃありませんでしょうか。地図で見た限りそこじゃないかと思おうんですが。多分上の広い139-1、上の広いやつは多分喜々津さんが作っている土地じゃないですか。</p>
事務局	<p>339-1の右上の方ですよ。</p>
森計人委員	<p>はい。339-1の右上の2筆の分。多分、違うか、違いますね。場所が違います。すみません、見間違いです。申し訳ありません。何か地図が違った感じ。</p>
事務局	<p>何か確かにその辺を触るようなことを聞いた気もするんですけど、</p>
森計人委員	<p>すみません、はっきり分かりません。申し訳ありません。</p>
事務局	<p>基本的に改良を出さないといけないのが造成を伴うものとなっておりますので、伐根して改植をするだけだったら出さなくてもいいですよって事を言っているのも、もしかしたらそれかもしれないなど。</p>
森計人委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>この辺に339-1とかある所の左下とかもほとんど借受人が作られていて、331の上も去年改良届を出されて改良をされていますね。この辺は結構急なんですけど、作ってもらって助かるなっていう場所なんです、問題ないかと思うんですけど。その他にご質問とかご意見とかございましたらお願いしたいと思えますけども、ないですか。ないようでしたら採決に入りたいと思います。今説明いただいた1~4番、この件に関しまして許可することと賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可することと致します。それでは次に参りたいと思います。議案第35号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>21ページをご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。2件あります。1件目が八反田郷15-3、1筆4,024㎡、茶畑で、反の20,000円、10年間の貸付となっております。こちら</p>

	<p>につきましては令和4年8月に旧借受人が解約をされている土地となっております。2番目が千綿宿郷の694-2と694-1、それぞれで所有者が違うんですけど、茶畑で、反の15,000円、期間が28年10ヶ月と非常に中途半端になっているんですけども、こちら後で説明します。令和4年8月に解約をされている土地、その下に賃料及び借受終期は隣地と合わせると書いておりますけども、23ページの地図を見ていただきたいんですけど、下の写真の所の黄色で塗ってある所、借受済って書いてあるんですけど、ここについては令和3年の11月より中間管理事業を使って既に借受をされているという事で、その黄色に塗っていない所は別の方が借りておられたという状態だったんですけども、その塗ってない所とその横の694-1と、今度元々黄色で塗っている借りてた配分予定者がここをまとめて借りるという事ですので、その黄色をされた時点と同じ賃料と終期に合わせて借りたいという事だったので、非常に中途半端な終期、契約期間となっているという事でございます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは1番の分につきまして、何かご意見とかご質問とかございましたら、補足とかありましたらお受けしますけど何かないでしょうか。何もなければ採決を取らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、1番につきまして賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、全会一致で賛成多数ということで許可する事といたします。</p> <p>続きまして2番につきまして、質問、補足等ございましたら、ご質問お受けしますけども。何もなければいいでしょうか。</p> <p>はい、それでは採決に入りたいと思います。2番の分につきまして、賛成される方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございました。賛成多数、全会一致で許可することと致します。</p> <p>続きまして議案第36号農地法第5条の計画変更申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>24ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めます。新幹線工事の資材置き場、の一時転用につきまして、期間を延長したいという内容でございます。既にもう何回もされているんですけども、計画変更ということで、新幹線自体はもう走ってはいるんですけども、まだ残工事があるという事で出されております。基本的には期間が延びるだけという事で、会長と協議をして現地確認は省略を致しました。今日の現地確認は省略したとなっております。内容もそんなに変わらないですね。掻い摘んでちょっと説明をしていきたいと思っております。まず24ページなんですけれども、菅無田、宇都の辺りの全10筆2,830㎡の一時転用となっております。貸人が5件ほどいらっしゃいまして、施工をされている借受人に貸付と一時転用</p>

で、転用の理由につきましては新幹線工事、仮設ヤード用地となっております、一番右の備考ですけれども、一時転用期間の延長（工事期間が延長されたため）という事で、変更前が令和4年の12月10日までだったんですけど、まだちょっとかかるという事で、変更が令和6年の3月10日ですね。25ページは八反田の方です。借受人は同じで、内容は一緒です。26ページ、27ページが位置図です。菅無田は宇都の奥の方です。新幹線の線路のすぐ下の所です。26ページ下の写真、黄色に塗ってるのは、ちょっと一部分の土地もありまして正確には29ページに、後でまた言いますが、一部分っていう所がいくらかあります。27ページにつきましては龍頭泉に行く道の途中です。八反田になっております。28ページが変更の申請書です。菅無田地区の方です。右の上の方に当初事業計画の概要と計画変更という事で、工所用仮設ヤードとして使用していたとか、令和4年12月10日までから計画変更という事で令和6年3月10日までとされております。29ページ構図ですね。この黄色で塗っている所が実際に借りられている所となっております。30ページが写真の撮影方向と、資材をこうやって置いていますよっていうような配置ですね。31、32は写真ですね。黄色で塗っている所が借りている所と。大分工事自体は進んでいるんですけども、まだちょっと残工事があるという事で、33ページに残工事の工程表が書かれています。34ページからが八反田の方です。内容的にはほとんど変わらないんですけども、35ページが構図です。36ページに配置と写真が貼ってありまして、現況の写真10月現在です。写真が38ページに。39ページに工程表が、残りの工事の工程表を載せております。簡単な説明ですけれども以上です。

議長

はい、ありがとうございました。という事で、今事務局から説明がありましたように、期間延長という事で、中身的には、新幹線とあまり変わりはなくですね、新幹線の方も実際、通っていますので、現地確認は省略いたしました。まずは1番の菅無田郷の届出につきまして、質問とかご意見とか補足とかありましたらお受けしますが、何かないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。

「はい」の声

議長

それでは、1番につきまして計画変更申請につきまして、許可する事という事で賛成の方は挙手を持ってお願いします。

はい、ありがとうございます。許可するということで賛成、全会一致という事で許可します。続いて2番の八反田郷の件につきまして、質問とか意見とかございましたらお受けしますが、何かないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。

「はい」の声

議長	<p>それでは、2 番の方につきまして計画変更申請につきまして、許可する事という事で賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する事という事で進めさせていただきたいと思います。それでは最後の議案になります。議案第 37 号農地のあっせん申出についてという事で説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、40 ページをご覧ください。標記の件について、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、審議願います。農地が蔵本の 239-1、242、243-1、現況茶畑で 2,795 m<sup>2</sup>、売買貸付の希望につきましては要相談と、前契約では、3 筆 2 万円で貸しておりましたという事でした。備考に書いておりますけども、嬉野市の方がお茶を生産されておりましたけど今年の 5 月までで返却をされてどうしようかなと、困ってらっしゃるとい事でした。特に農業委員会とか中間管理とかを通してはなかったようで、相対での貸し借りをされていたのかなという所です。41 ページが位置図ですね。蔵本の上の方の、口木田の茶畑の端の方ですね。の土地となっております。おそらくこのまま活用しないと荒れていくのかなと、山みたいになっていくのかなというような場所となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。先日名義人の息子さんから連絡があつて、たまたま私と同級生で、誰かいないだろうかって電話があつたんですけど、なかなかやっぱり厳しいよというなかで、この茶畑自体も、なんか今まで班でされてたという事で、そのままでは夜は入らないという事です。実際この地域を改植するって、制限とか制約とかあるんですか。そんなの何も聞いたことないですか。</p> <p>結構まとまってるようだから、実際行ったことないから、傍を通ったことはありますけど、畑の中の方までは入ったことないから分からないんですけど、福田さんそこを作ってるんですよ。</p>
福田委員	<p>はい、その手前が私の所。</p>
議長	<p>実際ここを賃借して誰か作る可能性っていうのはどうでしょうかね。</p>
森武敏推進委員	<p>この隣も茶畑ですか。243-1 の横は茶畑ですか。</p>
福田委員	<p>はい。</p> <p>しかし、辞めて息子にやるって言った。</p> <p>もう機械が入っていかない。道路が狭いから。</p>
宮脇委員	<p>行き止まりですもんね。</p>
福田委員	<p>そう、行き止まり。</p>

	<p>この辺は昔お城があった所だから、あんまりそんな所は触らない方がいい。だから私も絶対触らないようにしている。そんな所は触ったらいけない。農業委員をしていてそんなことを言ったらいけないけど、触ったらいけない。触ったら大事だから触らない方が一番良い。墓があるから。絶対、あんな所には。知らないだけで、前の人は知ってるけど。</p>
議長	今の現状で、もし万が一作りたい人がいたら
福田委員	それは無理だろう。
議長	まあ本人にも結構厳しいよって話はしました。その場では。
福田委員	違うものを植えてみたら、もうコンマ1がやっとなっていうぐらいかな。
議長	そんなに狭いの？
福田委員	狭い。横の畑を削ってこうしていけば、四号でも、四号は入れられないかな。ふとおして無理
宮脇委員	これは今軽トラしか行かないよ。
福田委員	コンマ1のやってみる
宮脇委員	もうまとめて福田さんが
福田委員	いや、もう触らない触らない。触らないのが一番いい。そんな風に本人にも言っておけば。手前は触らないように言われたから。墓があったからと言われたから。
議長	<p>そしたら、かなり条件が厳しくて、難しいようでありますから、あえてあっせん委員を作ってもなかなか難しいかなという事で、それぞれこう、知り合いの農家さんにでも話をしてもらって、繋がれば良い事ですし、まあ無理なら仕方がないかなという事になってしまいますけども、っていう事でちょっとお茶農家さんにしろ、お茶を退けて他のものを植えるにしろ、何かしてみないかとお声がけをそれぞれちょっとしてもらえればなと思いますけども、そういう事でよろしいですかね。</p> <p>そういう事で、なかなか厳しい場所ではあるでしょうけれども、お茶以外でも、お茶を抜いて何か植えたいねっていう人がいたら、あそこもあったなと思い出しながら土地を紹介していただければ少しでも良いかなと。出来るだけ早い方が、茶畑が荒れてしまえばなかなか手を付けられなくなるから、そういう事で頭の片隅にでも置いてもらって、紹介していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思</p>

事務局

います。議事の方は以上ですけれども、その他の件で事務局から何か

はい、すみません、お配りしているホッチキス止めの右上に資料って書いてあるやつなんですけど、夏の利用状況調査の結果がやっと大体まとまりましたので、表に書いておりますけれども、作付有が 12,057 筆、1,062.9ha とか、それぞれそこに書いてあるんですけど、この中でこの後処理が必要なのが 3 番と 4 番になるんですけど、遊休農地 429 筆 3.49ha という事で、下に書いてありますけれども、3 番の遊休農地については、この後意向調査を実施すると、この 2 ページ以降に後で説明しますが資料を付けております。12 月上旬までに発送予定という事で、かなりちょっと作業が遅れていてあれなんですけども、基本的には 11 月までに出してくださいとなっているもので、今ちょっと慌ててしているところです。対象は 200 件、筆は 429 ですが、200 件ほどになるかと思います。4 番の山林原野については、併せて 440 筆ですかね。これについては非農地通知を発送予定という事で、それぞれ本人さん達に通知をしなければいけないものなので、もうちょっと調査をしますけども、精査をしてから発送したいと思います。1 ページの下の方に書いてありますけども、中山間・多面的交付金の対象地は 3 番 4 番不可という事で、基本的に保全管理をしないといけない所なので、こちらは皆さんの判定で③とか④とかになっても、基本的には保全管理に変更しております。役場の中山間・多面的の担当者がもし交付対象外になりますっていうような話をもらえば、そこは判定を変えてもいいのかなというところです。その下、農業者年金ですね。経営移譲年金の受給者については、非農地通知を出す、受給停止になると思われまので、判定については一応、山林・原野の扱いとしますけど、今後解消をしてもらえるはずっていう想定で、非農地の通知自体はしません。すると止まってしまいますんで、一応その辺は修正をかけていますので、ご周知ください。2 ページですね。これが意向調査の紙ですね。去年からほとんど変えてないんですけど、黄色で書いている所、別紙「農地の利用意向について」をご記入いただき、同封の返送用封筒にて農業委員会までご返送ください。下に黒に白の字で書いてますけど、回答期限が令和 4 年 12 月 28 日と、一ヶ月ぐらいはとらないといけないので、早めにちょっとしたいと思います。そこ空いていますが、農地の所在に名義人の方とか、土地の地番とかが入っています。3 ページが意向調査の出していただく用紙ですね。提出用っていう事で書いています。ここに住所、名前、電話番号を書いてもらって、下の表の所に利用の意向をそれぞれ、中間管理事業を希望する、自分で相手を探す、自分で耕作する、その他という事で、どれかを選んで丸してくださいという事で書いております。4 ページ、5 ページがこれを同封する記入例と、選択肢はこういう事ですよっていう事の詳細でございます。4 ページは省略しますが、5 ページが、1 番が農地中間管理事業を利用します。農地利用中間管理事業とは、県の関係団体である「長崎県農業振興公社」へ農地を一旦預け、機構が受け手を探して、貸し付けることです。この場合、賃貸（地代）は機構が集金してあなたへ支払いますと。農業振興地域内の農地が対象となります。当該意向があっても農地中間管理機構が借り受けない場合があります。ご容赦くださいという事で、基本的に中間管理機構自体が借受人がいなくて

成立していないという事なので、一番目、去年も結構回答していただいたんですけども、結局どこも借り受けるって、回答はなかったようですね。中間管理機構の方にここ、ここ、そういう意向が出ていますっていう紙は出したんですけども、結局まとまった所はないようです。条件を色々見られるようです。2番が、自ら所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転を行います。と、ご自身で誰かに売る、やる、または貸す等の対応を行う、基本的に6か月以内にする予定です。っていう場合は2番に丸。3番は、現在耕作していないが、今後ご自身で耕作・保全管理する意向であるという場合は3番に丸。4番、解答用紙下段に具体的な内容を書いてくださいという事で、去年良かったのが原野にもうしたいとか、原野化希望とかですね。農業用施設設置予定はあんまりなかったんですけども、まあこういう事を書いてくださいねという事で、まあほぼほぼもう耕作できないとか、耕作困難とか、ほぼそういった回答が多かったです。6ページですけども、これ実際東彼杵町でした事はないんですけども、遊休農地の取り扱いに係る留意事項、制度として、こうなってますよって事で、一応お伝えしなくてはいけないので、書いております。

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。なお、当該勧告にも応じなかった場合には、県知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用券が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなります。1番、自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヵ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。要するに耕作するって言ったけど、何もしていない場合ですね。2番、自ら所有権の移転・賃借権の設定を行う意思を表明した場合において、ちょっと省略して、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。これも自分で探すとか、やるとか、探すってしたけど何もしていなかった場合。3番が、農業上の利用を行う意思がないとき。まあ何もしない場合。4番が本通知発出日から起算して6ヵ月を経過した日においても意思の表明がないとき。この通知をしたけど、何も回答をしなかった場合という事ですね。って事で、そういう場合は、こういう固定資産がちよっと上がるような処分をする事も出来ますよみたいな文言なんですけど、基本的には大分厳しい内容になるので、運用はしてないんですけど、制度上なっているのでやっぱり一応伝えておかないとですね、去年も何件かはこの件につきまして、そんな事されるんですかってお問い合わせもあってまして、今今意向調査を実施しますので、委員さん達に質問がくることも想定されますので、基本的には、困っている場合は、どんな回答しようかなと思っている場合は1番を薦めてくださいという事で言われております。実際借りてくれないけども、1番って回答しておけば、まあ無難というか、問題は起きないっていう制度になっておりますので、もしどなたかお尋ねになって、何も決まっていなくて言われたら、1番。冬で作業をするって言われたら3番にするとかですね。そういう感じで何かしら回答をしていただきたいなというような調査です。去年は200件ぐらいで、確か20haぐらいなんですけれども、7割ぐらい回答さ

<p>富永推進委員</p>	<p>れて、結構回答がちゃんと来たなっていう印象でした。なので、また皆さんにもご協力していただきたいと思います。もし何か質問があれば</p> <p>丁度、この間 22 日に平似田の老人会に行った時に、昼食するときに話が合ったんですけど、以前これも相談したかと思うんですけど、以前の小学校がありますよね、下の、あれから下登に通じる坂道があるんですけど、あそこ 1.5m くらいだと思うんですね、歩いて近いから、そこの脇に住んでいらっしゃる方が以前いわれてるんですけど、亡くなって 10 年以上になられて管理を毎年きちんとされているんですよ。それでも毎年大変でしょって言ったら、もうどうにかしたいんですけどって、以前もここで誰かいないかって、あっせんの話をした事もあったかと思うんですけど、何も話がこなくてですね。昔はドライブインが道路の上にあったんですけど、あそこだけでもしきれないと、家の前だけでもなんとかこうしたいと、それで、もうする当てもなければ、自然に戻してもいいって言われるから、私も正式な対応をしきれなくて、学校の通学路になっているんですよ。あの道。</p> <p>荒らしたら葛とか何とかがきて、歩けなくなるかと、私も一生懸命人に頼んでしてもらっているって。今日も現場があるでしょうから、役場の方にもちょっと相談してみましよう。そういう場合は町道、管理は町の方でしてくれるんですかね。そこら辺もですね。あるいはその、ドライブインの土地の奥の方は水田を全部、1 町あったのを、梅畑に、町が買い上げて、住宅地になってたですもんね。あの並びだから、町が良いですよって言われれば、あの並びに、たいてい埋まるですもんね。眺めの良いし、荒らしてしまっただけではどうにもできないんじゃないかと思ったりして、私の判断をしているんですけど、どんな風に対応をして話をすればいいかなと思ってるんですけど、よろしくお願いします。</p> <p>隣接地に迷惑をかけないようにしないといけないですねって言ったら、通学路になってるんですよって言われたとですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>何とも私の方から回答できないんですけど、例えば農地から外したとしても一緒かなとは思ってますよね。結局原野になったとしても通行の支障になるようなところは当然管理しないとイケないですし、町が買い上げるとかそういう話になればいいですけどね。</p>
<p>議長</p>	<p>只今事務局から話が合ったようにですよ、農地から外したとしても管理うんぬんは関係ない、その方がされなきゃいけない話なので。</p> <p>農業委員会としては農地として残しといても管理してくれとしか言い切れないし、外したら外したで何も言えないし、もし農地から外して役場が例えば買います、他の人が買いますってなれば、1 番よかとですけど。</p>
<p>事務局</p>	<p>とりあえず、寄付の相談をしてみたらどうでしょうってとこだけですね。受けてもらえるとは言い切れないですけど。担当部署に 1 回相談をしてみるのはいいかなど</p>

富永推進委員	その畑の方は、通学路の畑の方は、今栗とか、昔からすももとか植えて、そこも綺麗にしとらすとですよ。
事務局	たまに何ともできない、どうしたらいいだろうと相談あるんですけども、まだ制度確立してはないと思いますけど、国に10年分の管理料を払ってやるっていうのを、今、どこまで進んでいるか分からないですけども。
山口委員	この前20万って載ってた。はっきり20万って書いてあった。
事務局	<p>そうですか。そういうのを、もうやる人がいないなら、薦めてもらうしかないのかなと思うんですけども、</p> <p>もう仕切れないと言われたら、その人も後継者もいらっしゃらないし、人を雇ってでもしろってまだずっと言われれば、金が要る。</p>
事務局	あの、農業委員会の方は管理してくださいって言わないといけないっていう、立場上はそうになってしまうんですけど、実際そうやって荒れていきますよね、仕方ないですよって話をすることもやっぱりありますよね。何とも言い切れないです。回答は。
山口委員	一番のネックは通学路にまだなっていること、じゃなかかなって話ばしよるところが一番ネックやけん。面積はどのくらい？
富永推進委員	面積は家の周り、畑が2くらい、田んぼも7反ぐらいあるからですね、全部綺麗にしていらっしゃるから
福島推進委員	全部で3町ぐらいあるのでは？
富永推進委員	全部で3町ぐらいあるでしょう
山口委員	福田さんお茶はどうですか
福田委員	道がないとどうするね
宮脇委員	その道は個人の道ですか？
事務局	いえ、個人の道ではない
宮脇委員	個人の道でなかったら、やっぱりそういうコミュニティてきな問題も出てくるんじゃない

<p>議長</p>	<p>ないですか。地域の道として必要だったら、周辺に農地を持っている人とか、そういう人たちの話し合いになってくるんじゃないですか？コミュニティに含めて、地域住民で解決しましょうと。特に学童の道に繋がっているなら。</p> <p>一応さっきの件はまた、農業委員会としては、先ほど話が出たように、どうしてごさいとした時に、農地を管理してくださいとしか言えないんです。また地域辺りで相談とか、逆に通ってる人が通っているんだから管理するとかいう方法が本当、宮脇さんがおっしゃるように本当かなと思いますのでちょっとそこら辺で話をまた、してもらえればですね。</p> <p>一応今事務局からこう話が出たその農地ですね、判定についての意向調査とか、そこら辺の通知とか、に関して他に質問とかありましたら。</p>
<p>川井委員</p>	<p>川井です。一つお尋ねします。意向の検討の際ですよ、途切れるような所はとりあえず、ですけど、夏に私が行ったなかで前回空欄の所、結構遊休、もう荒れていたところがあったんですけど、原野化希望という事で、返答をされた場合に、その後どうなりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>状況を確認に行きまして、原野相当だと思えば、原野化を非農地通知をまた次の年に、本当はすぐ出した方がいいんですけども、次の年の調査結果を原野にするようにして、非農地通知を出すように、今年度で言うと、去年原野化希望と出していたところを一応タブレット上では原野化希望と載せてたんですよ。皆さんに見えていただいて、実際原野ってしてもらっている所は原野にするというような処理で。後はちょっと事務局で調査に行って、これは原野だなと思った所がそれは別で原野にすすめるという事もしています。</p>
<p>川井委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>他は大丈夫でしょうか、質問は。</p>
<p>森土雄推進委員</p>	<p>ちょっとお尋ねしたい。</p> <p>私も推進委員初めてで、結構今までは何回かずっと出席をしとるわけですけど、この調査の結果を今見ている中で、例えば原野・山林については、非農地通知を12月下旬までに発送という事になっていますよね。そしてそのようになった場合は、もう自由自在に何でも対応できるってわけですかね。</p>
<p>事務局</p>	<p>転用とか、そういう事ですかね。</p>

森土雄推進委員	転用っていうか、例えばもう農地じゃないってなれば、例えば太陽光とか、そういうような設置は出来るって事でしょうか。
事務局	農地法の規制はかからなくなります。
森土雄推進委員	そしたら、例えば山の中の近くに、1枚なら1枚あって耕作していたけど、それがもう作付出来ないっていうことで、原野・山林あたりになった場合は、そう影響はないかもしれないですけど、例えば周りがまだ耕作地がポツンポツンあって、隣地とかです。そういうような所もやっぱり、この原野・山林になる可能性はあるわけですかね。
事務局	ありますね。
森土雄推進委員	あるわけですか。そしたらそうなった場合は、例えば太陽光とか何とか入って、設置の、申請あたりは、農業委員会にも出てくるわけですかね。
事務局	農地から外れたら出てこないです。
森土雄推進委員	出てこないでしょう。だからそうなったときが、いろいろ問題が出てくるんじゃないかと思うんですね。
事務局	もちろんですね。
森土雄推進委員	だからそういう所はどうしたら良いかな。
事務局	それはまだ1年目だから難しいと思うんですけど、基本的にはそれを加味した上で判定してもらわないといけないという事ですね。で一応事務局でもチェックはしますが、原則委員さんの判定を生かすようにしますので、そこで、もし不都合があるんだったら、もう保全管理にしておいてもらうとかですね、しないと、もう通知がいつてしまって、農地から外れて、農地法の規制なく転用されるという可能性はあると思います。
森土雄推進委員	はい、わかりました。
事務局	ただ基本的には多分周りの人の許可を取らないで勝手にするっていう事は、事業者さんとかもしないんじゃないかなと思うんですけど、どういう業者さんがするか分からないからですね。法律の規制がなければもうしますよっていう所もあるかもしれないですけども。

森土雄推進委員	絶対そういう事がある感じがするからですね。最近テレビで問題になったりしているからですね。
福田委員	山林になった場合絶対絶対許可を下さいとは出来ないでしょう？絶対来ないですよ。うちあたりにしてありますけど、うちのえさばしてありますけど、何もないですよ。言わないですよ。
議長	農振農用地は一回外す手続きの一回あるよね。
事務局	そうですね。非農地通知を送るとき説明しようかなと思っていたんですけども、非農地通知を送るときに農振農用地って2年くらい前までは非農地通知を出さないようにしていたんですけども、あまりにひどい所には去年から出すようにしています。ただその規制がかかっている所については、開発行為、宅地にしたりとか、太陽光を付けたりとか出来ないですよっていう事を通知のなかに書かせていただいて、農地法と別に農振法の規制がかかりますと、もし太陽光をはめる場合はその除外をしてからじゃないと出来ないですよというような文言は書いています。ただ、どこまで皆様守られるのかなっていうのを思いながらですね、送ってはいるんですけども、一応委員会としてはちゃんと通知をしているというような状況です。
議長	その他なんか質問ないですかね。
事務局	先月説明しました、苗木の資料ですけれども、委員さんから梅の木はどうでしょうっていうお話がありまして、梅も特に問題はないですかね。対象事業としては、景観的にもいいし、いいんじゃないかなと私も思ったんですけど、一応皆さんの意見を聞いておこうかなと思ひまして、特に問題なければ、そちらも対象にしていきたいと思ひます。
宮脇委員	今まで外部から指摘されてきたのは、収穫できるもの、基本的には。お金にできるもの、それが基本的に配布の基本になっていましたので。まあお金にするしないは、あとは本人さんの事情でしょうけど。外部に説明するときにはそれがたたき台に。
事務局	そうですね、景観のみじゃなくてですね。当然その果実として使うという事が大事かなと思ひます。今のは以上です、すみません、ありがとうございました。
議長	その他ないようでしたらこれで終わりたいと思ひますけれども、一応、次回の総会予定日という事で、12月26日月曜日に予定しております。この間から話をしていますように、総会後に町長との意見交換会という予定で進めていきたいと思ひます。今、以前話した事のあるタブレットが7台くらい入っているんですけども、時間があって、尚且つタブレットの説明ができるような状況があれば、その時にでもですね、そ

事務局	<p>ういう使い方とかできればと思いますけど。今事務局の方ではまだ全然触っていないので、どういうものかというのを見てから判断して、それでまだ、今回はまだ、12月の時にはまだ早いつてなれば開催時間が若干遅くなる可能性もありますよね。</p>
議長	<p>はい。</p> <p>時間等につきましては、次の案内ではっきり書いて送りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。これで総会を終了したいと思います。お疲れ様でした。</p> <p>お疲れ様でした。</p>